

日本共産党区議団

小島和男

区政ニュース



2018・4
NO 894

発行

荒川区荒川2-1-13区役所内・5階控室
3802-4627
〒114-8502
東京都荒川区西日暮里三丁目十八番四
事務所 東日暮里三丁目十八番四
電話 三三八九一・八八八四
FAX 三三八九一・八八九二
住宅 東日暮里六丁目二十一番五
電話 三三八〇六・九五五二
E-mail: arajcp@tcn-catv.ne.jp



民泊・簡易宿所規制条例を可決

民泊について

区議会閉会会議（4月24日（27日）に提案された民泊・簡易宿所規制条例が委員会で全会一致で可決されました。

6月15日から民泊新法施行に伴い、民泊・簡易宿所を区独自規制のために、区独自の民泊規制条例制定。旅館業法施行条例改正を行いました。国の旅館業法が改正され、ホテルは10室・旅館は5室以上との規定が、ホテル・旅館の区別はなくなり一室でも認めるなど規制緩和を行い、顔認証による、TC設備をフロントの代替として認めるなど民泊業者の追い風になると言われていますが、顔認証システムは自治体への協力要請だけで義務付けではありません。



荒川区の条例改正では、民泊だった一室を旅館業法でホテル・旅館と申請してもフロントの設置と営業従事者を常駐させる等との規定があり、認められないこととなります。

民泊については、民泊営業は区内全域で、土曜の午後から月曜の午前まで、年間115日間しか認めない。事業者の名称・住所・連絡先・事業開始日などを書面で近隣住民に周知し、区に報告し、区は公表する。1km以内に管理者を常駐させなければならない。

簡易宿所
客室の延床面積と2段ベッドを使う場合の間隔への基準以外は規制なし。そのために年間通して営業できることから民泊が簡易宿所に転換することが考えられます。

荒川区の条例では、フロントを設置して営業中に従事者を常駐させると規定し、命令に違反したものは、5万円以下の過料を科します。

今後、条例改正に従わない民泊営業など予想されることから区の指導強化が必要になります。



福島第一原発事故現場を視察

震災・災害対策委

委員会は4月11日に福島第一原発事故から7年が経過した現場を視察しました。東京電力では、廃炉に向けて、従来の重装備から軽装備でも確認されました。

作業できる場所が増えたと言いますが、廃炉までの道のりは長く困難な状況もあります。現場では、汚染水を溜めるタンクが増え続ける様子も確認されました。



国は原発再稼働推進の立場ですが、2度と原発事故を行ないために原発ゼロにすべきです。

はしかが沖縄で流行 十分に注意しましょう

くしゃみなどがなくても空気感染し、高熱や発疹が特徴で強い感染力のある麻疹（はしか）は沖縄県で台湾からの旅行者から感染し、4月23日現在患者が71名にも拡大。

5月の大型連休で沖縄へ行く方や海外に行かれる方など多くなりますが、十分な注意が必要で、はしかの予防注射をしていくことも大事です。また沖縄へはゼロ才児や妊婦さんがはしかが終息するまで延期したほうが良いと沖縄県が呼びかけています。



4月22日、荒川区役所公園で、安倍9条改憲ノー、憲法生かすことを求める荒川市民アクション主催の集会とパレードが開催され、



4・22荒川市民アクションの集会・パレードに220名が参加

220名が参加しました。

今回の催しには、憲法9条改憲に反対する政党・団体・個人が従来よりも幅広く参加しました。

「若者と対話で良く話合えば憲法9条改憲に反対する意味が分かってもらえる」。

「安倍内閣は森友・加計疑惑、自衛隊日報隠ぺい、福田財務省事務次官のセクハ



ラ疑惑など安倍内閣に9条改憲語る資格なし」などの訴えがあり、パレードもサンバ調のリズムに合わせて元気なコールを行い、参道からも頑張れの声も…。

法律相談会

5月9日（水）
午後6時より
小島和男事務所

弁護士へのご相談は小島事務所に

ご連絡下さい

<連絡先>

小島和男事務所

3891・8884

小島和男携帯電話

090・4361・9202